

公立学校共済組合の 被扶養者の国内居住要件について

令和2年4月1日から被扶養者の資格（認定）要件に国内居住要件が追加されます。

被扶養者の国内居住要件とは

健康保険法等の一部が改正され、令和2年4月1日から共済組合の被扶養者の資格（認定）要件について、これまでの要件の他に国内に居住していることが要件として追加されました。ただし、海外留学や海外赴任に同行する家族等については、例外として認定を受けることができます。

国内居住要件を満たす人

日本に住所（住民票）がある人 → 住民票基本台帳に住民登録されているかで判断します。

国内居住要件の例外となる人

日本に住所（住民票）がなくても例外として被扶養者の資格（認定）が受けられる人です。（下表の例外に該当することが確認できる書類の提出が必要です。）

例外該当事由	確認書類
① 外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
② 外国に赴任する組合員に同行する者	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④ 組合員の海外赴任中に婚姻・出産等で身分関係が生じた者であって、②と同等と認められる者	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤ 渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	※個別に判断しますので、共済組合にご相談ください。

（注）書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付してください。

※現在、被扶養者として認定されている方が、令和2年4月1日時点で上記の表に該当するときは、国内居住要件の例外として引続き被扶養者となります。確認書類は6月の被扶養者継続確認実施時に提出をお願いする予定です。

現在、海外居住中で上記の例外に該当しない人

令和2年4月1日に被扶養者の要件を満たさないこととなりますので、「被扶養者取消申告書」と被扶養者証（保険証）を4月1日以降速やかに所属事務担当者の方に（総務事務システム導入所属の方は直接共済組合（福利課）に）提出してください。

※ 国内に住所（住民票）がなく国内居住要件の例外にも該当していないことが後から判明した場合は、令和2年4月1日に遡って被扶養者の資格を取消し、その間に受診していた場合は共済組合が給付した医療費についても遡って返還していただきますのでご注意ください。

経過措置について

国内居住要件により被扶養者でなくなる人が令和2年4月1日時点で、日本の保険医療機関に入院中の場合は、経過措置として入院期間中（退院するまで）は引続き被扶養者となります。手続きについては共済組合にお問合わせください。